

【研究ノート】

## 熊本藩の在中瓦葺禁止令と江藤家住宅

三澤 純

## The Kumamoto Domain's Ban on Tile Roofing in Japan and the Eto Family Residence

Jun MISAWA

## 要旨 (Abstract)

This paper explores the historical background of the construction of the Eto family residence, a nationally designated important cultural property located in Shimojimai, Ozumachi, Kikuchi-gun, Kumamoto Prefecture. The Eto family residence was severely damaged by the Kumamoto earthquake in April 2016. Since that year, disaster restoration work has been ongoing, continuing until 2023. The original manuscript of this article was written for publication in the "Report on the Conservation and Repair of the Main Building of the Eto Family Residence and Six Other Important Cultural Properties (Disaster Restoration)" (The Japan Cultural Heritage Consultancy, June 2023); however, as a result of the abstract being published in said report, the author has decided to expand upon and revise the original manuscript for submission to this journal.

On beginning this study, the author researched the history of the Eto family and determined that the house was built at a time when the Eto family was at the

peak of its rise in social status. At the same time, attention was drawn to the fact that the Kumamoto clan government had previously issued a ban on tile-thatching. This is because the Eto family residence was regarded as being outside the scope of this prohibition; thus, tiled roof construction was permitted.

In light of these circumstances, in 1826, Sadanosuke Eto submitted an application to the Koshi county commissioner, requesting permission to build the Eto family residence with a tiled roof, based first on "fire precautions" and, second, on "the difficulty of obtaining kaya (miscanthus sinensis)", and the application was actually approved. He pointed out that the reason for this was the close relationship between the Eto family and the Hosokawa family, the lords of the Kumamoto domain. We then concluded this study by referring to the degree of economic development of the Kumamoto domain society in the mid-to-late modern period.

キーワード (Keywords)

熊本藩領社会、化政期、在御家人、江藤家住宅、瓦葺建築、在中瓦葺禁止令、明治三年藩政改革

はじめに——本稿発表の経緯と背景——

本稿で「江藤家住宅」と称する建築物は、熊本県菊池郡大津町下陣内にある江藤武紀氏私邸のうちの主屋を指す。この主屋は二〇〇五年一二月に、江藤家内の長屋門・中の蔵・馬屋・裏門・附小屋とともに、国の重要文化財に指定されている。

江藤家住宅は、二〇一六年四月に発生した熊本地震で、大きな被害を受けた。その被害の概要を、『重要文化財江藤家住宅主屋ほか6棟保存修理工事報告書(災害復旧)』(以下、『報告書』と略記)は、次のように述べている。

主屋は構造的に、土間を中心とした土間・広間部、南側の座敷を中心とした座敷部、北側の居室部と3つに分かれており、各棟の接合部が外れるなどの被害を受けた。また主屋北西部は改造が繰り返された関係で、姑息なおさまりが多く破損が顕著であった。一方差鴨居(「さしかもい」<sup>ほぞし</sup>)柱に柄差でつないだ、普通より高い鴨居のこと(「三澤注」)で組まれた軸部は、柱内部で栓が破断するも脱落まで至っていない。

この江藤家住宅の保存修理工事は、二〇一六年から二〇二三年まで七年間にわたって続けられた。そもそも本稿の元になったのは、『報告書』の中で江藤家住宅が建設された当時の歴史的背景を説明

するために、工事を担当した株式会社文化財保存計画協会の依頼で、二〇二三年一月に執筆した拙稿であった。ただ『報告書』の編集作業過程で、江藤家住宅とは直接的には関係がないと判断された部分がかットされ、結果的には抄録となってしまう。カットされたのは、主に「在中瓦葺禁止令」に関する部分だったが、これは本稿の題目にも掲げているように、依頼原稿の着想過程においても非常に大切な役割を果たしていたため、増補・改訂を施した上で、ここにその全文を公開することにした。

熊本地域の近世史・近代史研究において、この禁止令を主題とした研究は、管見の限り存在しないため、ここから得られる新しい知見は大きいと自負している。なお本稿の発表に関して、文化財保存計画協会に承諾をいただいていることを申し添えておく。その上で、次ページ掲載の【図1】【図2】を、いずれも『報告書』から転載させていただいで、本論に入ることとする。

### 一、江藤家にとっての文化・文政期

本稿の目的は、文政九年(一八二六)に建築申請が行われた江藤家住宅を通して、文化・文政期(以下、化政期と略記)の熊本藩領における地域社会と藩政の関係を考察し、その結果を踏まえて明治維新期を展望することにある。

【表1】は、江藤家当主として、初めて在御家人となった武兵衛から、現存する江藤家住宅の主屋を建設した貞之丞までの履歴をまとめたものである。在御家人とは、熊本藩領内における呼称で、全国的には郷士と呼ばれている者の一部を指す。熊本藩では百姓身分出身で、武士的待遇を獲得した者のうち、村庄屋の支配を離れ、惣庄屋以上の支配下に入った者を、こう呼んでいる。【表1】によれ



【図2】主屋のうち土間部・広間部南面



【図1】江藤武紀氏私邸の配置図

ば、江藤家は天明三年（一七八三）に武兵衛が一領一疋に任じられたことを振り出したに、寛政七年（一七九五）には士席浪人格、文化二年（一八〇五）には御留守居御中小姓列まで順調に進席していることが分かる。そもそもスタートラインとなった一領一疋という格式自体が、惣庄屋支配をも越えて、郡代支配の範疇に属するものだから、武兵衛が天明三年に「下方難渋」を救うために行った「寸志」（寄附）と「捨銀」（債権放棄）がいに巨額であったかを伺うことがで

【表1】 18世紀後半から19世紀前半にかけての江藤家の動向

和暦	西暦	月	当主	年齢	事項	出典
天明3年	1783年	8月	武兵衛		下方難渋に伴う寸志・捨銀につき、一領一疋に任じられる。	「戸籍先祖帳」
天明4年	1784年	9月	武兵衛		同年春の下方難渋に対して救米を差し出し、御間承届。	同上
同上	同上	12月	武兵衛		寸志を差し出し、御間承届。	同上
天明6年	1786年	5月	武兵衛		大津御茶屋建て直しにつき寸志を差し出し、御間承届。	同上
寛政4年	1792年	6月	武兵衛		前年夏の洪水に伴う塘筋普請中、手配良く出精につき金子100疋を拝領。	同上
寛政7年	1795年	5月	武兵衛		村方火事の際、取救寸志として、粟・金銭を差出し、士席浪人格（郡代支配）に任じられる。	同上
文化2年	1805年	7月	武兵衛		寸志により、御留守居御中小姓列（郡代支配）に任じられ、単羽織を拝領。	同上
不明	不明	不明	武兵衛		御留守居御中小姓列として六人扶持が下し置かれる。	「永々記録」一
文化14年	1817年	2月	武兵衛	70歳	文化12年（1815）に提出した隠居願が許可される。	同上
同上	同上	9月	武兵衛		扶持方米の返上が許可される。	同上
同上	同上	同上	貞之丞	31歳	二男の貞之丞に名跡相続が許可され、御留守居御中小姓列（郡代支配）に任じられ、三人扶持が下し置かれる。	同上
文政5年	1822年	—	貞之丞		同年編集の「士席以上名跡」に「留中小姓列」として掲載される。	『熊本藩侍帳集成』
文政12年	1829年	12月	貞之丞		前年の「非常之天災」に際し寸志を差し出し、「御蔵米之御知行」50石を下し置かれ、奉行触に任じられる。	「永々記録」一
文政13年	1830年	6月	貞之丞	44歳	知行はそのままに、郡代触に任じられる。	同上
天保8年	1837年	12月	貞之丞		実弟内山浅右衛門の刃傷事件に際して、知行返上願を提出する。	同上
天保9年	1838年	5月	貞之丞	52歳	上記の知行返上願が許可され、同時に隠居。	同上
同上	同上	同上	始	29歳	嫡子の始（後の武七郎）に名跡相続が許可され、御奉行触御中小姓に任じられ、十人扶持方が下し置かれる。	同上

きる。なお【表1】に散見される「御間承届」について、吉村豊雄は、「寸志額が小額なため、今後の寸志と合算して褒賞すべく郡間（郡方の専門部局）で記録保存したもの」と説明しており、この場合は、これに合致する<sup>4</sup>。こうして、残念ながら時期は特定できないものの、文化二年から同一四年までの間のどこかの時点で、江藤武兵衛は「六人扶持」を獲得し、士籍に加えられることになった。

このことは江藤家が、在御家人の家筋の履歴集積を目的とする「戸籍先祖帳」<sup>5</sup>の調査対象から外れたことを意味する。【表1】の出典欄の記載が、ここから江藤家文書「永々記録」<sup>6</sup>に変わるのもそのためである。せつかく士籍に入ったのだから、その後は「侍帳」等、士籍を対象とする史料の中で履歴が集積されそうなものだが、藩政府は僅か「六人扶持」の在郷武士には関心が薄く、江藤家に關しても、文政五年（一八二二）に編集された「士席以上名跡」の中に、ただ一度だけ、貞之丞が「留中小姓列」（上述の「御留守居御中小姓列」の略称）として、その姓名が記録されるのみである。<sup>7</sup>在御家人は、熊本藩の手永制に基づく地域行政システムの中で重要な役割を担うため、「戸籍先祖帳」という公文書に履歴が蓄積されていくが、そこから抜け出して、士籍を得た江藤家のような家筋は、それまでと同様に地域社会の中で重い役割を果たしつつも、公文書には記録が残りにくい存在となるのである。

しかし江藤家の進席が、ここで止まった訳ではない。注目すべきは、文政一二年（一八二九）に「御蔵米之御知行」五〇石が与えられ、「奉行触」の知行取にまで進んでいることである。それまで江藤家は「六人扶持」だった訳だが、そもそも「一人扶持」とは、一人一日五合を基準として一年分が支給されることを示している。そこから「知行」が与えられるようなランクになると、武士としての格式が格段に高くなるため、その差は非常に大きいと言える。<sup>8</sup>翌文

政一三年には、知行高はそのままに「郡代触」に戻されているが、ともかく江藤家住宅の建築申請が行われる文政九年（一八二六）は、江藤家にとって身分的な絶頂期に向かう途上であったことを確認しておこう。

## 二、建築申請書の検討

前掲江藤家文書「永々記録」に、建築申請書の控が残っているの<sup>9</sup>で、全文を紹介しておく。なお江藤家住宅について多くの紙数を割いた文献としては、前掲『大津町史』や石井清喜『熊本の家と暮らし』<sup>10</sup>があるが、いずれもこの建築申請書を紹介・分析してはいない。

### 奉願覚

#### 一、貫家壹軒

但六間半拾間

右者私所持之居宅古家二而、最早柱等朽損、何分二茂住居難成儀ニ御座候間、a 追々囲置申候古材木等を以、口ニ書上候通之居家、此節建直申度奉存候間、宜敷被仰付被下候様奉願候、b 尤家根等之儀者、隣家積寄居候付而者、火用心甚無心元、其上家萱茂無多事所柄ニ御座候間、瓦を以葺方仕度奉願候、願之通御免被仰付被下候得者、隣家之者共火除ニ茂相成、双方心遣も薄、便利ニも相成申儀ニ御座候間、何卒願之通御免被仰付被下候様奉願候、c 勿論御時節柄之儀ニ付、費ケ間敷儀等可仕様茂無御座、瓦を並候迄之儀ニ御座候間、此段宜敷被仰付可被下候、為其覚書を以申上候、以上

文政九年十二月

大津手永下陣内居住

江藤貞之丞家代

作次

右書面之通願出候ニ付相糺申候処、

相違無御座、右様作事之儀二付而者、  
d 御達之趣も御座候得共、居蔵造二而  
者無御座候間、何卒願之通御免被仰

付可被下候様、於私共茂奉願候、  
為其肩書を以仕上申候、以上

森村御山口

善兵衛

下陣内村庄屋

文右衛門

下村勘兵衛殿

齋藤次左衛門殿

井上平左衛門殿

河田平吉 殿<sup>11</sup>

まず本申請書に登場する三人の差出人と四人の宛先人とを検討しておきたい。差出人筆頭の作次は江藤家の「家代」である。藩への功績や寸志によって、村庄屋支配を抜けた在御家人は、その立場のままでは、それまでの生業を営むことはできないという前提から、当主とは別に農家は「高主」、商家等は「家代」を立てて経営を続けた。江藤家は作次に「家代」と名乗らせているから、農業よりは商業・流通の側面を重視していることが分かる。

次に、長文の肩書きを認めている二番目の差出人の善兵衛は、大津手永森村の「山口」である。「山口」とは、村内の植林の管理や盗伐の取り締まりを担当した役職である。善兵衛が、江藤家がある下陣内村ではなく、森村居住であるのは、下陣内村が平野部にあり、単独で「山口」を置くほどの山林が存在しなかったからである<sup>12</sup>。本申請書本文の中の傍線部 a で「これまで少しずつ集めてきた『古材木』で、貫家一軒を建築したい」と述べている背景には、「新材木」

は使わないというアピールがあるだろうから、三番目の差出人である下陣内村庄屋の文右衛門とともに、「山口」の保証は重要な意味を持っていたのである。

四人の宛先人は、二段階に分けられる。第一段階目が手永の役人、第二段階目が郡の役人である。この構成は、熊本藩内の意見書・申請書類の作成方法に忠実に則った書き方である。第一段階目の下村は大津手永の惣庄屋、齋藤は大津御茶屋番と大津手永山支配役を兼任している人物である。山支配役は、「山口」の直属の上司であるから、本申請書に書かれた内容の実現を目指すに当たって、一般行政担当者（村庄屋と惣庄屋）だけではなく、山林行政担当者の承認が必要不可欠であったことがよく分かる。最終的な宛先である第二段階目の井上と河田は合志郡代で、河田は、この時、菊池郡代も兼任していた<sup>13</sup>。

なお本申請書が提出された文政九年（一八二六）から、江藤家住宅が完成したとされる文政一三年（二二〇〇）日に天保と改元（一八三〇）<sup>14</sup>までの、郡方の「覚帳」（永青文庫細川家文書）を調査したが、本申請書に関わる詮議記録は見つけられなかったため、本申請書は郡代手限で許可されたものと判断される。郡代の裁定に、郡代付横目が異議を申し立てると、郡方での詮議が開始され、双方が提出した関連文書が「覚帳」に綴り込まれるからである。

申請書本文で最も注目すべき点は、傍線部 b で、「火用心」のためと、「萱が手に入りづらいため、屋根は瓦葺にしたい」と主張している箇所である。この萱の調達について、阿蘇郡布田手永長野村に住む長野内匠の日記を詳細に分析した長野浩典は、次のような極めて興味深い指摘をしている。

「す、き講」は頼母子講のお金が薄（萱）にかわったものである。村びとが少しずつ薄を持ち寄って、屋根替えが近い村びと

に融通し合うのである。(中略)／屋根を葺く作業は、ひと家族ではとても無理なことである。「す、き講」にしても、村びとが萱を少しずつ出し合って屋根替えに備える。資材を出し合い、そして生活が成り立っているのである。<sup>15</sup>

これは、慶応三年(一八六七)二月の長野内匠日記を分析したもののだが、広大な原野を抱える阿蘇郡内でも、村人同士が協力し合わなければ十分な萱が集められなかったとすれば、平野部に位置し、村独自の「山口」を置く必要がないほど、まとまった山林がなかった江藤家周辺での萱の収集は相当な困難を伴ったことを容易に推測させるものである。本申請書は、だから瓦葺にしたいという論陣を張るのであるが、併せて、「火用心」を強調し、「瓦はただ並べるだけで、決して費用が嵩むことはしない」(傍線部c)と付け加えることも忘れていない。

この当時、瓦葺建築にどのような規制がかけられていたのかと考えつつ、そのことと善兵衛の肩書中にある傍線部d「御達の趣旨もあるけれども、今回建てようとしている家は『居蔵造』ではないので、どうか許可してやって欲しい」という主張との間に、何かしらの関連があるのではないかという仮説を立てた。つまり、文政九年以前に瓦葺建築の規制が存在し、それが、ここで「御達」と呼ばれているものではないかと考えたのである。この仮説を念頭に置きながら『熊本藩年表稿』<sup>16</sup>をめくっていると、文政三年(一八二〇)一月条に、「是月 在中にて農家の瓦葺を許さず、只、土蔵は例外とす(肥・覚)」という記載を見つけたことができた。ここに記されている「(肥・覚)」は出典略記で、「肥」は『肥後近世史年表』<sup>17</sup>、「覚」は『覚帳頭書』のことなので、『肥後近世史年表』を確認すると同時に、大元となる永青文庫「覚帳頭書」に当たり、次のような原史料を見つけ出した。

一、在中家作之儀、為火用心瓦葺ニ被差免来候処、以来宿町・在町之外、農家ニ而蔵ハ別段、家者瓦葺願難叶達之事<sup>18</sup>

しかし、これは、あくまでも「頭書」(文書の趣旨を、短くまとめて書く言葉)に過ぎず、年月日の記載もない。この達を、前掲の二つの年表が一月に比定するのは、この頭書が文政三年記載分の五番目に出てくることからの推測に過ぎないだろう。永青文庫には、この時期の在中への通達を控えている史料が限られているため、逆に地方文書の方からアプローチする方法を模索した結果、惣庄屋の家筋である小田家文書に含まれる「河江旧記」に行き着き、次のような通達を見い出すことができた。

#### 在中家瓦葺之事

在中家作之事、為火用心瓦葺ニいたし候儀被差免来候処、以来宿町・在町之外、農家ニ而蔵者別段、其余之家を瓦葺ニいたし候儀者難叶候条可有其御達候、以上

文政三年正月廿八日

御郡方御奉行中

右之通候条左様被相心得可有其達候以上

二月十一日

不破敬次郎

#### 惣物庄屋中<sup>19</sup>

「通達の本文は、筆者の予想よりも短く、内容的には「頭書」とほとんど変わらなかったが、これが「御郡方御奉行中」から郡代へ発せられた日付を確定することができ、併せて下益城郡代の不破が、これを小田家を含む郡内の惣庄屋たちに下達していることも確認することができた。本通達を在中瓦葺禁止令(以下、禁止令と略記することもある)と名付けておきたい。

この禁止令は、文政三年までは「火用心」を理由とすれば、農村

部でも瓦葺建築が許されてきたが、以後は宿町（熊本藩領における宿場町の呼称）・在町（熊本藩領で、制限付きで商業経営が許可された町場の呼称）以外の農村部では、蔵を除いて全面的に禁止すると述べている。すなわち、江藤家住宅は、この禁止令下で、その例外として建築許可がなされていることがはっきりした。

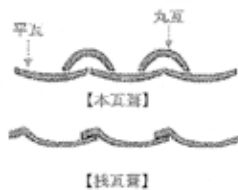
では、本通達の「蔵を除いて」の部分と、上述の善兵衛が「居蔵造」ではないので、どうか許可して欲しい」（傍線部d）という文言との関連性はどうかなるだろうか。「居蔵」は、「熊本・宮崎・大分・福岡・山口県地方において瓦葺屋根を持つ土蔵造りまたは塗屋敷造りの民家」と定義されているので、「居住空間のある蔵」だと想定できる。この「居蔵」が、禁止令中の「蔵」の範疇に入るかどうか、すなわち禁止令下においても「居蔵」であれば、瓦葺にできたのかという判断は難しい。しかし【図1】【図2】に見るように、江藤邸は、長屋門や裏門を備えた本格的な武家風の屋敷であり、江藤家が、その主屋として「居蔵」を建てようと考えていなかったことは明白である。「蔵」でも「居蔵」でもない建物を瓦葺にしようとする時、「山口」のような地方役人が、傍線部dのような証明文言を記すことは必要不可欠であったのだろう。

加えて、こうした禁止令が出されるほど、化政期の熊本藩領の農村部では、瓦葺建築が流行していたこと、すなわちそれだけの経済力が農村部にあったことを特筆しておきたい。<sup>21</sup>

### 三、瓦葺建築としての江藤家住宅の歴史的背景

建築史分野では、延宝九年（一六七四）に発明された棧瓦が、江戸市中で、一八世紀に入ってから徐々に普及したと見る向きが多い。<sup>22</sup> 古来からの伝統技法である本瓦葺が、下葺き・土留め棧・葺上げ等で下地を作成した後、平瓦・丸瓦を交互に用いて葺くのに対し、棧

瓦葺は、波形の棧瓦を打ち付けていくだけの簡略形式である【図3参照】。江藤家住宅の建築申請書の中では、「瓦はただ並べるだけで、決して費用が高むこととはしない」（下線部c）と述べられているが、江藤家主屋では、棧瓦を、熊本特有に、さらに簡略化した目板瓦が使用されてきたことが分かっている。目板瓦とは形状で、汎用性に優れていたため、熊本では大正期に簡略型瓦が登場するまで生産が続けられたという【図4参照】。<sup>24</sup>



【図3】本瓦葺と棧瓦葺

幕府もこれを奨励している。町中普請之儀、土蔵作り或は塗家并瓦屋根に仕候事、只今迄は致遠慮候様に相聞候、向後右之類普請仕度と存候者ハ可為勝手次第候、畢竟出火之節、防ニも成、又は飛火無之為ニて候間、右之外ニも可然儀候ハ、是又勝手次第可仕事

四、<sup>(享保五年)</sup>  
四月<sup>25</sup>

【図4】目板瓦

享保五年（一七二〇）四月に出されたこの触書は、「瓦屋根」を、「土蔵作り」や「塗家」（土蔵造りとほぼ同意）とともに、それまでの規制を解除している。

この措置について、大石学は複数の著作の中で、質素儉約を基調とする享保改革の始動期にあって、同年三月の江戸大火を経験した将軍吉宗が、儉約的な瓦葺規制を自ら解除して都市防災を強化した結果だ、と高く評価している。<sup>26</sup>ただ熊本藩政府が、瓦葺を奨励した形跡は、現段階では確認できていない。

藩政府は、むしろ熊本城下町や宿町における表向きの見栄えを気にして、寛政一二年（一八〇〇）二月に「板葺のままにしている」と、旅行者の評判が悪くなり、商売にも悪影響が出るから見苦しくないようにしろ<sup>27</sup>という内容の通達を出している、そうした観点から、五ヶ町や在町の瓦葺はもちろん、「火用心」を理由とすれば、農村部の瓦葺も認められていたのであろう。

一方、考古学の見地から、棧瓦発明の意義に迫った杉本宏は、先述した幕府の規制解除の理由は、本瓦葺と棧瓦葺の分化が、身分差に基づく選択を可能にしたからだ、という重要な指摘をしている。<sup>29</sup>

この指摘を下敷きにすれば、熊本藩において、文政三年（一八二〇）に在中の瓦葺が禁止された要因も、藩政府が、建築上の身分標準を、①熊本城や大寺社、郡代詰所のように領主権力に直結する建物の本瓦葺、②五ヶ町・宿町・在町の民間建築物の棧瓦葺、③農村部の茅葺・藁葺という三重構造として位置づけていたからだと考えられる。

先に紹介・分析した在中瓦葺禁止令も、ややもすれば質素儉約の視点から理解されがちであるが、その文中には質素儉約を類推させる文言は全く含まれていない。【表2】は、多田隈家文書中の「覚」<sup>30</sup>の記載内容をまとめたものである。これは、年月日・差出・宛先を欠くが、近世後期のある時点で、三八軒分の新築工事に際して、瓦葺を主とする甲案と、茅葺を主として蔵で補充する乙案との費用比較をしている、大変興味深い史料である。本史料がどのような目的で作成されたのかについては、判断材料を欠くため、全く分

からない。しかし、一度に三八軒もの屋敷の新築工事が行われ、延数で五万人から六万人もの夫役動員を想定していたことを考慮すれば、ある程度の推測は可能になる。例えば、江戸幕府の崩壊に伴って、熊本新田藩主・細川利永が江戸藩邸を引き払って、慶応四年（一八六八）四月に熊本に到着した後、坂下手永惣庄屋の木下初太郎が中心となって、高瀬に陣屋町を建設していくことは『肥後高瀬藩史』<sup>31</sup>や『玉名市史』通史編下巻<sup>32</sup>などでよく知られた事実であるが、本史料は、その時、南関手永惣庄屋であった多田隈丈左衛門が請け負った三八軒分の建設費用見積もりなのかもしれない。

【表2】 瓦葺建築費用と茅葺建築費用との比較

甲案

	軒数	坪数※1	入目銭※2	一坪当入目銭※3	入目銭指数	夫役動員予定数
瓦葺	36軒	768坪	675貫	879匁	177	—
茅葺	2軒	34坪	16貫	497匁	100	—
湯殿・雪隠	38軒	123坪	106貫	—	—	—
合計	38軒	925坪	797貫	—	—	67,127人

※1 坪以下切捨  
 ※2 貫以下切捨  
 ※3 匁以下切捨

乙案

	軒数	坪数※1	入目銭※2	一坪当入目銭※3	入目銭指数	夫役動員予定数	一坪当夫役動員数
蔵	5軒	210坪	245貫	1貫168匁	235	23,548人	112人
茅葺	33軒	592坪	294貫	497匁	100	29,847人	50人
湯殿・雪隠	38軒	123坪	106貫	—	—	6,498人	—
合計	38軒	925坪	646貫	—	—	59,893人	—

ともかく、【表2】の甲案によれば、瓦葺建築の一坪当たりの建設費用は、茅葺建築の一・七七倍になっている。この差の金銭的評価、特に熊本藩領内における評価がどうなるのか、現段階で、筆者はその判断材料を持ち合わせていない。



ただ平井俊行は、次のような興味深い事例を紹介している。<sup>33</sup>美濃国にある臨濟宗妙心寺派に属する正眼寺（現岐阜県美濃加茂市に現存）は、延享元年（一七四四）一〇月に、本山の妙心寺に宛てて書翰を送っており、妙心寺側が、その申し出の趣旨を記録した中に、次のような箇所がある。ちなみに、この書翰は正眼寺の修復工事について、本山からの資金援助の金額に関わるものである。

（前略）住持居間屋（棟）ノ儀、永永修補心易為メ茅葺歟又ハ並瓦可然段被仰下御尤ニ奉存（棟）ソコ、依之此ノ間、大工・瓦師工相談積セソコ処、茅葺・並瓦共ニ大概当時諸入用金式拾両位同様ニ相見申ソコ、其ノ内茅葺ニ仕ソコヘハ、十箇年ノ間ニ兩度棟包直シソコ節一度金式歩斗（棟）、十年目総葺替ノ節金參兩入申ソコ、並瓦ニ仕ソコヘハ四五箇年ニ一度充、瓦五十枚・百枚取替申ソコヘハ一度ニ金子多ク入り不申ソコ間、兩様ノ内、瓦ニ被遊可然奉存ソコトナリ。<sup>34</sup>

ここに述べられている「並瓦」が棧瓦と同じものであることは、江藤家住宅の建築申請書からも明らかである。正眼寺側の主張をまとめると、以下のようなになる。

- ①美濃の大工・瓦師と相談したところ、茅葺・瓦葺ともに、その費用は二〇両ほどである。
- ②但し、茅葺きの場合は、一〇年に二度、「棟包」（「むねづつみ」＝屋根の頂部が「棟」、その頂部を覆う金物などのことを指す〔三澤注〕）の修理が必要で、それに加えて一〇年目には総葺替もしなければならない。
- ③その費用は、前者が二分、後者が三両であり、一〇年間に、合計二四両が必要になる。
- ④これに対して棧瓦葺の場合は、四〜五年に一度、五〇〜一〇〇枚の瓦を交換すればよい。

⑤結果的に、後者の方が安く付くので、瓦葺きにしたい。

平井も指摘しているように<sup>35</sup>、これは、正眼寺側が瓦葺きにしたいがためにひねり出した論理とも受け取ることができるが（特に①の部分）、茅葺きと瓦葺きとの費用を比較した貴重な史料であることは確かである。これを踏まえれば、【表2】甲案に示された、建築時の両者の一・七七倍の格差は、非常に正確なものであることと推測されると同時に、将来的なメンテナンスのことも考慮に入れると、棧瓦葺が決して贅沢なものではないと言えらると思う。問題の所在は、瓦葺建築が奢侈であるかどうかではなく、在中瓦葺禁止令に象徴的に見られる封建的規制にあるのであろう。

しかし、研究史の現状は、瓦葺きを贅沢だと評価する立場からのものが支配的である。時期は下るが、西南戦争の戦火に巻き込まれた民家の補償・救済事業に着目した猪飼隆明は、「焼燼家屋の戸主は、その被害届の中に建物に瓦葺きなのか藁葺きなのかを必ず明記している」と指摘し、瓦一枚の値段を一錢五厘、一坪に一〇〇枚の瓦が必要と算出している。<sup>36</sup>その上で、猪飼は「：瓦屋根は民家にとつて、豊かさの一つの象徴としての意味をもっていたのである。それだけ瓦は高価なものであったのであるから、瓦屋根の割合が大きくなるほど補償も大きくなることについては十分に理解できるところである」と述べる。<sup>37</sup>しかし瓦屋根の割合が大きくなれば補償額も大きくなることについては肯定できるとしても、だから瓦は高価で、多くの民衆には手が出せなかった（「豊かさの象徴」という理解や、その理解を農村部も含めて一般化しようとする類推には、論理飛躍があるだろう）。

猪飼が、主な調査対象とした熊本県第一大区は旧城下町に当たり、先述した近世期における建築上の身分標準との関係で、もともと瓦葺建築が禁止されていないなかった地域である。これに対して、西南戦

争で焼失した農村部の民家の多くは近世中後期に建築されたと考えられるので、文政三年（一八二〇）一月の在中瓦葺禁止令を抜きにしては、その歴史的評価はできないと言わざるを得ない。村に住む百姓たち、特に在御家人になるような位置にある者たちにとっては、瓦が高価だから瓦葺にできないのではなく、瓦葺にできる経済力がありながら、禁止令によって厳しく規制が掛けられているから瓦葺にはできなかつたと理解した方が自然であろう。

#### 四、在中瓦葺禁止令の解除

それでは、江藤家住宅はなぜ在中瓦葺禁止令の例外として認められたのだろうか。在中瓦葺禁止令が出される前年の文政二年（一八一九）一二月に、熊本藩政府は、農村部の家造を質素にすることを求めながらも、その例外規定も示している。

家造之儀、質素第一二相心得、身代之貧福二不係蘭畳・らん間・違棚・なけし・釘隠、美麗之建具等を用候造作并仕継其一切難叶、併宿町并農家二而茂御巡見様、其外御大名様御休泊を  
受来候ヶ所者別段之儀二候得共、夫共可成丈質素二相心得可申事<sup>38</sup>

ここでは、幕府の巡見使（江戸幕府が全国各地に派遣した役人で、その地の政情・民情を復命した）や参勤交代の諸大名が「休泊」する可能性がある家については、「恥ずかしくないだけの設備を整えろ」と命じ、これを「別段之儀」と呼んでいる。江藤家側の諸記録に巡見使や大名が立ち寄った形跡は見い出せないが、慶応二年（一八六六）に、細川護久・護美兄弟が訪れているという記録は残っている<sup>39</sup>。この時の当主は江藤武七郎で、その際、細川兄弟は、江藤家で見せてもらった「桜川の鐘」を気に入り、「近日中に差し出すように」命じている。後日、「桜川の鐘」を献上した江藤武七

郎には、「狩野―三澤注）探信筆、龍門絵、御懸物二幅」と「白嶋石 御花入」とが下賜されている。また明治一〇年（一八七七）一月の西南戦争勃発に際して、細川護久の娘たち（嘉寿・宜・志津）は戦火を避けるため、二月一九日から四月二七日まで、熊本県内で「逃避行」を余儀なくされるが、平穏を取り戻した熊本市中に帰る前日に、江藤家で一泊していることも分かっている。江藤家住宅が、こうした役割を果たすことを想定した上で、禁止令の例外として瓦葺が許可されたことは明らかであろう。

最後に、在中瓦葺禁止令の解除とその歴史的意味について考えて、本稿を閉じたい。その解除は、明治三年（一八七〇）七月、藩政改革の一環として発せられた通達の中で、「農家之家作・衣類・雨具等二至迄、旧制を廃止、実用を主とすへき事」<sup>41</sup>が宣言されたことによって実現した。本稿では熊本藩の明治三年藩政改革の内容紹介や評価については深入りしないが、全五ヶ条の規制解除の一つとして、「農家之家作」に関する「旧制」が廃止されたことの意義は大きい。この点を正確に踏まえれば、これまで人口に膾炙してきた、次の史料の読み方が大きく変わってくると思う。

従前土地に賦課したる租税に本税と雑税と有之、而して雑税の高ハ本税の殆んと三分の一にも達せんとする程に有之候処、彼有名なる御直書にも有之候通、君（細川護久のこと―三澤注）断然之を解放し給ひ候二付、民力一時に膨張して従前は一箇の土蔵もなかりし寒村に俄に土蔵の出来るやら、一軒の瓦屋根をも見ることが得ざりし貧村に続々瓦屋根を見るに至る等、御解放後、未だ期年ならずして百姓の富力著しく増加したるを覚へ候<sup>43</sup>

これは明治三年改革の中心人物の一人、徳富一敬の談話を記録したもののだが、改革の目玉政策である雑税約九万石の免除の影響の大

きさを物語る史料として頻繁に利用されてきた。その際、私を含めて、全ての先行研究者たちは、徳富が言う「寒村」「貧村」のイメージを、明治三年改革以前の熊本藩領全般に押しつけてきた。一般的に、宝暦・天明期（一八世紀中頃から後半）に始まった右肩上がり（「高度経済成長」が、天保期（一九世紀前半）に頭打ちになることは日本近世経済史の通説的理解であるが、<sup>44</sup>天保期以前の熊本藩領内の村々が、徳富の言う「寒村」「貧村」のイメージに合致しないことは、文政三年（一八二〇）に在中瓦葺禁止令が発せられていることから十分に伺うことができる。文政五年に代々、惣庄屋を務める家筋に生まれた徳富<sup>45</sup>が禁止令を知らなかったとは考えづらく、また彼の眼にも禁止令以前に建設された瓦葺屋根を持つ家々が点在する農村の風景が映っていたはずである。とすれば、この談話が天保期以降の経済停滞の状況を表現していることは認められても、雑税免除政策を、現実以上に美化するためにバイアスをもって語られた側面があることは否定できないだろう。「期年ならずして（一年も経たないうちに―三澤注）」、農村部で「続々瓦屋根を見る」ようになった要因として、もちろん雑税免除策によって「百姓の富力著しく増加」したことを挙げうることは確かであるが、同じタイミングで在中瓦葺禁止令が撤廃されていることも忘れてはならない。先に検討した猪飼の分析も、この徳富談話を出発点としており、その意味では、在中瓦葺禁止令の「発見」は、単に建築史のみならず、今後、近世後期以降の熊本藩領社会を考えていく上で、重要な意義を有していると言えるだろう。

#### 【図版出典】

【図1】「重要文化財江藤家住宅主屋ほか6棟保存修理工事報告書（災害復旧）」図面一ページ。

【図2】 同右、口絵二ページ。

【図3】 木本泰二郎「国指定重要文化財建造物 江藤家住宅復旧工事」（二〇二二年一月三日、熊本史学会秋季研究発表大会レジュメ）より。

【図4】 木本泰二郎氏提供の写真データを加工して作成。

#### 註

1 大津町HP (<https://www.town.ozu.kumamoto.jp/kiiji/0036590/index.html>)。最終閲覧日は二〇二三年一月一日。

2 株式会社文化財保存計画協会編集・著作「重要文化財江藤家住宅 主屋ほか6棟保存修理工事報告書（災害復旧）」（二〇二三年）「本文」一九ページ。

3 吉村豊雄「近世における評価・褒賞システムと社会諸階層」（吉村豊雄他編『熊本藩の地域社会と行政』（思文閣出版、二〇〇九年）一三七ページ。なおこの論文は、後に吉村『日本近世の行政と地域社会』（校倉書房、二〇一三年）に収録された。

4 吉村の見解に対して、近藤鈴「褒賞と姦罪から見る熊本藩の女性像」（二〇二二年度熊本大学文学部卒業論文）は、「御問承届」が寸志すなわち金銭に限らず、善行等の行為をも対象としているという興味深い事実を明らかにした。

5 熊本県立図書館所蔵、熊本県公文類纂四五―一一一。

- 6 江藤家所蔵、江藤家文書「文化十四年 永々記録」（目録番号1）。
- 7 西山禎一『熊本藩藩士便覧』（細川藩政史研究会、二〇一〇年）四一三ページ。
- 8 武兵衛から貞之丞への代替わりの際に、「六人扶持」から「三人扶持」に半減されているが、これは江藤家側に瑕疵があったせいではなく、家督相続時の慣行に沿ったものである。
- 9 松本寿三郎は、『大津町史』（一九八八年）の中で江藤家に触れて、「寸志在御家人の例は藩の財政窮乏が著しくなった宝暦期以後に目立って来るが、寸志知行取席を得ることは稀で熊本や川尻・高瀬などの由緒ある豪商に限られていた。（中略）寸志知行取席は熊本藩全体でも数えるほどしかいなかった」と述べている（同書六六五～六六六ページ）。
- 10 石井清喜『熊本の家と暮らし』（私家版、一九九一年）。
- 11 前掲江藤家文書「文化十四年 永々記録」。
- 12 『大津町史』によれば、森村の山口の担当区域は、中代村・中代出分・下町村・町村・中島村・下陣内村・陣内村・森村であることが分かる（同書五八一ページ）。
- 13 西山禎一『熊本藩役職者一覧』（細川藩政史研究会、二〇〇七年）。
- 14 主屋の広間二階天井裏に掲げられた棟札に「文政十三年五月中旬 清左衛門作之」と記されている（報告書「写真」八五ページ）。
- 15 長野浩典『ある村の幕末・維新』（弦書房、二〇一三年）一一八ページ～一九ページ。
- 16 細川藩政史研究編『熊本藩年表稿』（一九七四年）。
- 17 生田宏著・圭室諦成校訂『肥後近世史年表』（日本談義社、一九五八年）。
- 18 熊本大学附属図書館架蔵、永青文庫細川家文書・文八一―二八「覚帳頭書」。
- 19 熊本県博物館ネットワークセンター所蔵、小田家文書一一一―一四。
- 「河江旧記」（以下、「旧記」と略記）は、河江手永会所で作成されたもので、明和元年（一七六四）から明治三年六月までの藩政府からの触書を編年順に書き留めたものである。「旧記」の一大特徴は、これらの触書内容ごとに分類整理した索引「類寄頭書目録」（以下、「類寄」と略記）が付属していることである。つまり「類寄」は、熊本藩庁諸機関から発せられた通達類を、「御郡格」「宇土方格」「菓種」「熊本御役人出在方」等一四〇項目に分類し、諸通達の表題を編年順に掲載して、それらが「旧記」本編の第何冊目の第何番目に載っているかが分かるようになっている。ここから、明治以後に内閣官報局によって編纂される『法令全書』と『法規分類大全』とを連想することは、極めて自然な発想であろう。一方、熊本藩の場合、藩政文書にはこのような法令索引は存在せず、こうした作業が惣庄屋を中心とする地方役人たちの手で成し遂げられていることに、筆者は大きな注目を寄せており、その歴史的意義について、若干の見通しを述べたことがある（拙稿「河江旧記」の本格的分析開始に期待する」、熊本県博物館ネットワークセンター令和元年度第5回企画展「松橋地域に残る古文書の世界」参考資料集『河江旧記「抜書」解説』所収）。なお、同書所収の今村直樹「地域行政アーカイブズと日本近世史研究」は、「河江旧記」が実際に、熊本藩領内の多くの地方役人たちに利用されており、「アーカイブ」として機能していたことを実証している。
- 20 『建築大事典 第二版』（彰国社、一九九三年）六九ページ。
- 21 「在中瓦葺禁止令」を記録している「河江旧記」（前掲小田家文書一一―一四）の中には、文政元年（一八一八）に発せられた「人家近ク火花流星揚間敷事」という通達も残されている。「流星」とは、

- 「のろしや花火で、曲線を描いて光りながら流れ落ちるさまのもの」(『日本国語大辞典』)であるが、ここでは文化九年(一八一二)にも同趣旨の通達を出したと述べられている。この通達も火災予防の観点からだけでなく、化政期の民間社会における経済力の大きさという観点からも検討されるべきだろう。
- 22 丸山俊明「一八〇一―一八〇九世紀の京都の町並景観と瓦葺規制」(『日本建築学会計画系論文集』第五八五号(二〇〇五年))。
- 23 木本泰二郎「国指定重要文化財建造物 江藤家住宅復旧工事」(二〇二二年一月三日、熊本史学会秋季研究発表大会レジュメ)。
- 24 同右。
- 25 高柳真三・石井良助編『御触書寛保集成』(岩波書店、一九三四年)八三六ページ。
- 26 大石学「吉宗と享保の改革」(東京堂出版、二〇〇一年)等を参照のこと。
- 27 藩法研究会編『藩法集7 熊本藩』(創文社、一九六六年)八五二ページ。
- 28 熊本藩領で城下町としての熊本町と、これに準じた四ヶ町(川尻町・高瀬町・高橋町・八代町)の総称。町奉行が管轄し、住民には種々の特権が与えられた。
- 29 杉本宏「棧瓦考」(『考古学研究』第四六卷第四号(二〇〇〇年))。
- 30 熊本県立図書館所蔵、多田隈家文書モタエ一一五五。
- 31 中川斎『肥後高瀬藩史』(一九六九年)。
- 32 玉名市立歴史博物館ころびア編『玉名市史』通史篇下巻(二〇〇五年)。
- 33 平井俊行「妙心寺文書『記録』に見る『並べ瓦』・『丸付並へ瓦』」(『建築史学』第二巻、一九九三年)。
- 34 前掲平井論文六一ページ。なお原史料は、妙心寺所蔵文書『記録』。
- 平井によれば、「記録」は、毎年の本山での出来事を一年一冊にまとめたもので、延宝四年(一六七八)から、慶応四年(一八六八)まで、一部を欠きながらも、一八八八年分が現存しているという。
- 35 前掲平井論文六一ページ。
- 36 猪飼隆明「幕末・維新时期における民衆の居住空間と生活についての研究」(田村貞雄編『幕末維新論集8 形成期の明治国家』(吉川弘文館、二〇〇一年)所収)三八五ページ。但し、本論文の初出は一九九四年。
- 37 同右猪飼論文三八五ページ。
- 38 七浦古文書会編『六車家文書』(二〇〇〇年)九八ページ。
- 39 江藤家文書「安政四年 永々記録」(目録番号2)。
- 40 拙稿「お姫様たちの西南戦争」(熊本大学『文学部論叢』第九三号(二〇〇七年))。
- 41 三澤所蔵、本郷家文書「御変革御布告筋之内写」。なお本史料は、旧熊本藩領内の地方文書に広く写し取られているものである。
- 42 近年の研究成果として、①拙稿「熊本藩明治三年藩政改革の再検討」(熊本大学『文学部論叢』第一〇九号、二〇一八年)、②今村直樹「地方行政の『維新』―明治三年熊本藩雑税廃止再考―」(『熊本史学』第一〇一号、二〇二〇年)を挙げておく。
- 43 「故護久公御事蹟調」(『改訂肥後藩国事史料』卷十(一九三三年)五七〇ページ)。
- 44 例えば、中西聡編『日本経済の歴史』(名古屋大学出版会、二〇一三年)。
- 45 「徳富一敬自伝」(『肥後先哲偉蹟』後篇(一九二八年)七三二―七三三ページ)。

## 〔付記〕

本稿の内容を初めて発表したのは、二〇二二年度熊本史学会秋季研究発表大会（於熊本県立図書館大研修室、同年一月三日）の場であった。その際、参加者の皆さんからは貴重な意見をいただいた。当日、一緒に発表した株式会社文化財保存計画協会の木本泰二郎氏には、本稿発表の許可をいただいただけでなく、新たに【図4】の写真データを提供していただいた。

また本稿投稿後、熊本近代史研究会例会（於熊本市民会館第二会議室、二〇二四年一月三日）でも発表の機会をいただいた。その場には江藤武紀氏ご夫妻も出席され、「土山瓦の生産地が近く、瓦が手に入りやすかった」という、江藤家に伝わる言い伝えを教えてくださいました。「土山瓦」は、上益城郡鯉手永小池村（現益城町土山地区）で、一八世紀初め頃から生産されていた瓦である。この「土山瓦」について、『益城町史』（一九九〇年）は、「一帯の水田下に広がる良質の粘土と、村の裏山である飯田山から採集できる燃料の松などの良い条件に恵まれて、瓦造りが営まれた」と説明している（六八三ページ）。

最後になったが、熊本大学文学部の吉村理抄さんには、写真データの加工に関してお世話になった。皆さんに、深甚の謝意を表します。